

(一社) 長崎県トライアスロン協会 専門委員会規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人長崎県トライアスロン協会（以下、県協会という）定款第34条に定める専門委員会について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 専門委員会は、委員長及び委員を置く。また、必要に応じて、副委員長を置くことができる。

2 委員長は、理事の中から理事会で決定する。副委員長及び委員は、委員長の推薦により理事会で決定する。

3 委員は、登録会員でなければならない。ただし、委員の数の3分の1を超えない範囲で登録会員ではない外部有識者を委員に招聘することができる。

(専門委員の任期)

第3条 委員長、副委員長、委員の任期は、定款第23条（役員の任期）に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長、副委員長、委員は、その任期終了後も後任者が決まるまでの間は、その職務を負う。

(設置する専門委員会と所管事務)

第4条 設置する専門委員会と所管事務は次のとおりとする。

(1) 強化育成委員会

- ①国体県代表候補選手の選考に関する事
- ②県スポーツ協会及び本会の国体強化指定選手の選考に関する事
- ③国体に向けた強化事業の実施に関する事
- ④ジュニア強化指定選手の選考及び強化育成に関する事
- ⑤強化に関する各種補助金の活用に関する事
- ⑥指導者の管理及び育成に関する事

(2) 技術審判委員会

- ①県内大会・認定記録会の審判団の設置、技術代表・審判長の選考、競技の運営、実行委員会への参画に関する事
- ②県外大会への審判の派遣に関する事
- ③審判員認定・更新講習会の開催に関する事
- ④審判員の管理及び育成に関する事
- ⑤大会等の救護に関する事。

(その他)

第5条 この規定に定めのない事項については、理事会の決議により取り扱うものとする。

附則 この規程は、法人設立の日より、施行する。